宮ヶ谷戸御前山線道路（歩道）	起点―東京都西多摩郡檜原村（宮ヶ谷戸）
	終点―東京都西多摩郡檜原村及び同郡奥多摩町（御前山・歩道合流点）
川苔谷線道路（歩道）	起点―東京都西多摩郡奥多摩町（川乗橋）
	終点―東京都西多摩郡奥多摩町（川苔山・歩道合流点）

二　中部山岳国立公園

公園事業の名称及び種類	区域
ババ平野営場	長野県松本市（ババ平）

三　山陰海岸国立公園

公園事業の名称及び種類	路線
箱石湊宮線道路（歩道）	起点―京都府京丹後市（箱石）
	終点―京都府京丹後市（湊宮）

四　霧島錦江湾国立公園

公園事業の名称及び種類	路線
夢が丘高千穂峰線道路（歩道）	起点―宮崎県都城市（御池）
	終点―宮崎県都城市（高千穂峰東・歩道合流点）

五　慶良間諸島国立公園

公園事業の名称及び種類	区域及び路線
見花―大見座線道路（歩道）	起点―沖縄県島尻郡渡嘉敷村（阿波連）
	終点―沖縄県島尻郡渡嘉敷村（阿波連）
慶留間御岳線道路（歩道）	起点―沖縄県島尻郡座間味村（慶留間）
	終点―沖縄県島尻郡座間味村（慶留間）
阿嘉園地	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉）
渡嘉敷博物展示施設	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（渡嘉敷）
座間味博物展示施設	沖縄県島尻郡座間味村（座間味）
渡嘉敷自然再生施設	沖縄県島尻郡渡嘉敷村及び同村地先
座間味自然再生施設	沖縄県島尻郡座間味村及び同村地先

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十五日

環境大臣　望月　義夫

一　上信越高原国立公園

公園事業の名称及び種類	区域
小瀬園地	長野県北佐久郡軽井沢町（小瀬）

平成二十年十月環境省告示第七十三号

○環境省告示第二十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十五日

環境大臣　望月　義夫

一　大雪山国立公園

糠平園地事業（平成七年八月環境庁告示第六十一号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
糠平園地	北海道河東郡上士幌町（糠平集団施設地区）
糠平宿舎事業（平成七年八月環境庁告示第六十一号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
糠平宿舎	北海道河東郡上士幌町（糠平集団施設地区）

二　磐梯朝日国立公園

五色沼東駐車場事業（昭和六十年九月環境庁告示第四十二号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
五色沼東駐車場	福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東）

三　上信越高原国立公園

小瀬野営場事業（平成二十年十月環境省告示第七十三号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
小瀬野営場	長野県北佐久郡軽井沢町（小瀬）

四　秩父多摩甲斐国立公園

川苔山線道路（歩道）事業（平成十三年八月環境省告示第五十一号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	路線
川苔山線道路（歩道）	起点―東京都西多摩郡奥多摩町（百軒茶屋・歩道分岐点）
	終点―東京都西多摩郡奥多摩町（鳩ノ巣）

五　富士箱根伊豆国立公園

精進湖線道路（車道）事業（平成十一年二月環境庁告示第十二号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	路線
精進湖線道路（車道）	起点―山梨県南都留郡富士河口湖町（精進・国立公園境界）
	終点―山梨県南都留郡富士河口湖町（精進赤池・車道合流点）
精進湖線道路（歩道）	起点―山梨県南都留郡富士河口湖町（青木ヶ原・車道合流点）
	終点―山梨県南都留郡富士河口湖町（精進口五合目）

六　雲仙天草国立公園

前島園地事業（平成二十三年九月環境省告示第七十八号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
前島園地	熊本県上天草市松島町（前島）
湖尻宿舎事業（平成十二年二月環境庁告示第九号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
湖尻宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（湖尻集団施設地区）
精進口五合目宿舎事業（平成九年二月環境庁告示第八号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
精進口五合目宿舎	山梨県富士吉田市及び同県南都留郡鳴沢村（精進口五合目）

○関東地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　飯田都市計画道路事業三・四・二十三号飯田中津川線、三・五・二十六号大門町羽場線及び三・四・四十一号大通り線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県飯田市大通一丁目、白山町一丁目及び白山町二丁目地内

使用の部分　長野県飯田市白山町一丁目地内

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町名塩字丸尾七〇一番一から同市名塩二丁目一〇一七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十五日